

令和6年度

岩国市店舗魅力向上リニューアル補助金

事業概要・申請の手引き

岩国市の全域（中心市街地以外の地域）において、活力と魅力あふれる商環境を創出するため、中小企業者等が集客力向上を目的とした商店の改装等を実施することに対して助成を行い、地域経済の活性化を図ります。

1. 目的

買物等の日常生活を送る仕組みの維持
地域の経済と雇用を支える商業の活性化を図る

2. 対象地域

市内全域（中心市街地活性化基本計画に規定する区域を除く）
※中心市街地については別途補助事業あり（まちなか再生事業助成金）

3. 補助申請について

予算には限りがあるため、予算額に達し次第受付終了となります。

4. 対象事業者

岩国市に主たる店舗を有する中小企業者等（個人事業者は市内に住所及び事業所を有する者）で、下記のいずれかの事業を申請日以前に3年以上継続して営んでいる店舗

- ・小売業
- ・飲食サービス業
- ・生活関連サービス業（理容・美容・クリーニング業に限る）

※いずれにおいても無人店舗は対象外

(参考) 対象業種一覧

【日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定、平成 26 年 4 月 1 日施行）に基づく】

	対象業種		対象外
小売業	各種商品小売業	中分類 56	・無店舗小売業（中分類 61）は対象外 ・分類にかかわらず、管理、補助的経済活動を行う事業所は対象外
	織物・衣服・身の回り品小売業	中分類 57	
	飲食料品小売業	中分類 58	
	機械器具小売業	中分類 59	
	その他の小売業	中分類 60	
飲食サービス業	飲食店	中分類 76	・分類にかかわらず、管理、補助的経済活動を行う事業所は対象外
	持ち帰り・配達サービス業	中分類 77	
生活関連サービス業	洗濯業	小分類 781	・分類にかかわらず、管理、補助的経済活動を行う事業所は対象外
	理容業	小分類 782	
	美容業	小分類 783	

4. 対象外事業者・店舗

事業者及び事業内容が、次のいずれかに該当する場合は補助対象外となります。

- ・ フランチャイズ契約又はチェーンストアとして事業を営む店舗（市内に本部がある場合を除く）
- ・ 店舗面積の合計が 1000 平方メートルを超える大規模小売店舗内に存する店舗
- ・ 公の施設、学校施設、医療施設及び社会福祉施設内に存する店舗
- ・ 過去にこの補助金の交付を受けている者
- ・ 岩国市重要文化的景観生活生業支援補助金の交付を受けている店舗
- ・ 対象経費について、国、県等の実施する同一目的の補助金の交付を受けている店舗
- ・ 岩国市に対して、納付義務のある税及び料を滞納している者
- ・ 岩国市暴力団排除条例に規定する暴力団員または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に定める営業を行う者（風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業、深夜における酒類提供飲食店営業）
- ・ 宗教活動または政治的活動を目的とした事業を行っている又は行おうとする者

5. 対象経費

店舗部分の改装工事費用（※補助対象経費が 30 万円以上の工事であること）

- ・ 対象・対象外経費については次ページの例を参照下さい。
- ・ 商品展示場所、飲食スペース・厨房等、顧客に対して直接サービスを提供する店舗部分のみ対象です。住宅、倉庫、事務所又は車庫については対象外です。
- ・ 工事等の発注先は岩国市内に本店を置く事業所である必要があります。市外業者へ発注する場合は対象外となります。
- ・ 施工業者またはその施工業者の役員が、申請者もしくは申請者の 2 親等以内の親族である場合は補助対象外となります。

【補助対象、対象外工事等の例】

<u>対象工事等の例</u>	<p>(店舗外装)</p> <ul style="list-style-type: none">・店舗外壁の張替え及び塗装・看板修繕、取替え（店舗に直接設置するものに限る） ※屋外広告物の許可申請を行い、許可を得ること・ドア、窓等の取替え（自動ドア化含む） <p>(店舗内装)</p> <ul style="list-style-type: none">・床材・壁材・天井材の張替え、塗装等・店舗専用トイレ、洗面の改修・厨房の改修（冷蔵庫、食器洗浄機等の備品は対象外）・ボイラー・空調機の取替え・照明、配線、音響 等の電気工事・商品陳列棚、テーブル、椅子の購入（備品の購入のみの場合は対象外）・バリアフリー化工事
<u>対象外工事等の例</u>	<ul style="list-style-type: none">・新築、増築・住居や事務所、倉庫等の店舗部分以外に関する工事・住宅と兼用する部分に関する工事・外構の造作・修理、駐車場に関する工事・植栽・造園等に関する工事・備品類の購入（補助対象のものを除く）・解体のみの工事（対象工事に伴い発生するものについては可）・移動販売店舗、仮設店舗に関する工事・下水・浄化槽に関する工事・電話、インターネット回線、テレビアンテナ等の設置工事・火災報知機等の消防設備に関する工事・防犯カメラ等の防犯設備に関する工事・太陽光等発電設備の設置・店舗クリーニング・害虫駆除に関する費用

※上記に掲示がないものについては個別に審査し適否を決定します。

6. 補助率等

【補助率】 対象費用の2分の1（消費税を除く）

【助成限度額】 50万円（実績報告書提出までに事業承継を行う場合 80万円）

※事業承継加算については [8. 事業承継加算について](#) を参照

7. 補助申請について

- ・次の書類を岩国市商工振興課または各総合支所地域振興課へ提出して下さい。

申請時 必要書類	(1) 申請時チェックシート (2) 申請書 (3) 誓約書兼同意書 (4) 事業計画書（※会議所、商工会から所見欄の記入を受けること） (5) 地図、平面図 (6) 店舗全体及び改装等を行う箇所の写真と図面 (7) 見積書（申請者宛てのもの） (8) 貸借契約書の写し (9) 店舗所有者の改装承諾書 (10) 相手方登録申請書
-------------	--

※事業計画書 所見欄の記入について

- ・岩国商工会議所、岩国西商工会及びやましろ商工会のいずれかに所属する経営指導員から記入を受ける必要があります。見積書、店舗全体及び改装等を行う箇所の写真と図面を添付の上、下記の最寄りの機関へ事業内容の必要性を説明して、所見欄の記入を依頼してください。
- ・期日間近になっての記入依頼は、市への申請締め切りに間に合わない可能性がありますので日数に余裕を持って依頼してください。

	所在地	電話番号
岩国商工会議所	岩国市今津町 1-18-1	0827-21-4201
岩国西商工会	岩国市周東町下久原 1568 番地 2	0827-84-0183
やましろ商工会	岩国市美川町四馬神 1310-4	0827-76-0100

8. 事業承継加算について

- ・交付申請日の属する年度の4月1日から実績報告書提出までの間に事業承継を行った方に対しては、限度額が加算されます。（加算額：30万円）
- ・申請について、申請日時点で事業承継を行っていない場合は現在の代表者、事業承継を既に行った場合は新代表者が行うこととなります。

事業承継加算 要件	<ul style="list-style-type: none">・事業を引き継ぐ者は、申請日において満60歳未満であること（個人事業主の場合、市内に住所を有している者に限る）・事業を引き継ぐ者が直接、事業又は営業に携わること・実績報告書の提出までに事業承継をすること・事業承継後、5年以上事業を継続する見込があること
事業承継加算 追加書類	<ul style="list-style-type: none">・事業承継計画書（事業承継者の署名及び会議所、商工会から所見欄の記入を受けること）・事業承継をしていることが確認できる書類（法人：登記事項証明書等、個人事業主：前代表者の廃業届及び新代表者の開業届） <p>※申請日時点で事業承継を行っていない場合は、実績報告書とあわせて提出すること（確認が出来ない場合は加算できません）</p>

9. 交付決定について

- ・必ず着手前に申請を行い、市の交付決定を受ける必要があります。交付決定前に着手したものについては対象となりません。
- ・工事完了及びその支払いは交付決定を受けた日の属する年度の3月末日までに行う必要があります。
- ・交付決定額は、交付申請時の見積額により算定しますので、補助事業終了後の補助対象経費の支払額が交付申請時の見積額を下回った場合には、補助金額も減額します。
- ・交付決定後に当初の予定より補助対象経費が増額し、補助対象経費の支払額が交付申請時の見積額を上回った場合でも、交付決定額が上限となりますので、補助金額は増額しません。
- ・交付決定時と異なる内容の工事費は原則として補助対象外となります。

10. 実績報告書の提出について

- ・工事が完了し、代金の支払いを行った日から 30 日以内又は交付決定を受けた日の属する年度の3月末日までのいづれか早い日までに実績報告書を市に提出して下さい。内容を審査し、補助金額の確定を行います。
- ・実績報告書提出後、市が現地調査を行います。

実績報告時 必要書類	<ul style="list-style-type: none">・実績報告書・領収書等、補助事業の実績を証明する書類 (領収書宛名は申請者宛てのもの)・店舗改装後の状況がわかる写真 (店舗全体、施工箇所等 3 枚以上)・その他市長が特に必要と認める書類
---------------	---

※クレジットカード決済の場合は、①カード会社からの明細、②口座から引き落とされたことがわかる書類（通帳のコピー等）の提出も必要です。口座からの引き落としが補助事業期間内に完了しない場合は、補助対象外になります。

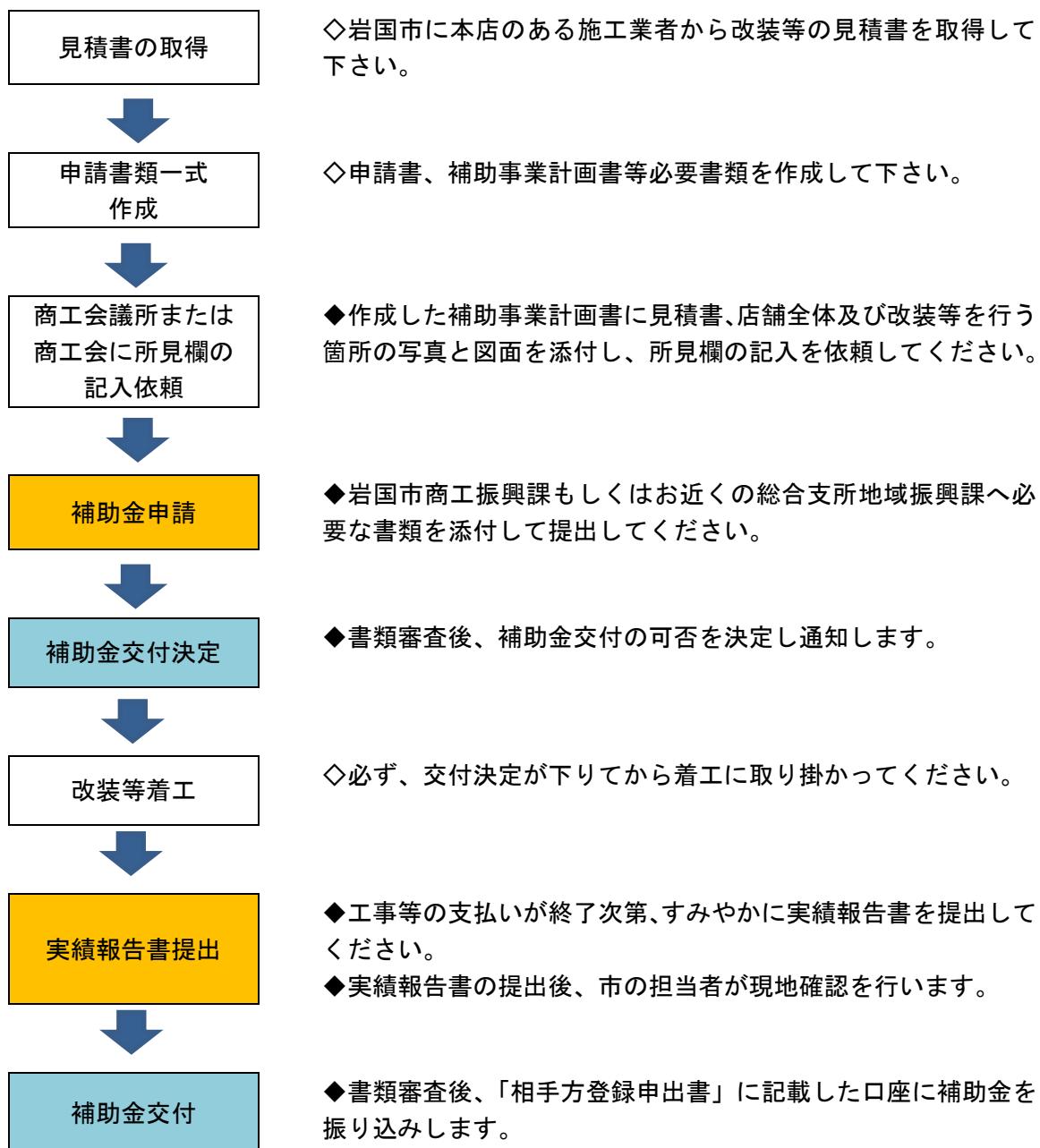
11. 留意事項

- ・申請者が 2 店舗以上を所有又は経営している場合においても、補助金交付はいづれか 1 店舗限りとなります。

12. 問い合わせ先

岩国市商工振興課 企業振興班（本庁 4 階）
電話番号 0827-29-5110

補助金申請～交付までのながれ



※交付決定を受けた日の属する年度の3月末日までに事業が完了できない場合は補助対象外となります。